

1 審査会の結論

実施機関は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開決定を取消し、未成熟な情報及び個人情報を除き公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成13年2月16日付けで名張市情報公開条例(平成10年名張市条例第13号。以下「条例」という。)に基づき行った、下記の文書(以下「本件対象公文書」という。)の公開請求に対し、名張市長が平成13年3月2日付けで行った非公開決定の取消しを求めるというものである。

記

起案書「近隣工場の協力要請について代理者との協議について」

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、次に掲げる理由から実施機関の決定は条例の解釈運用を誤っているというものである。

条例第6条第4号口に該当するか

本件が、条例第6条第4号口の交渉を経た契約であることは確かである。しかしながら、公開することが交渉相手との信頼関係を損ね、今後の同種の事務事業の適正な実施に著しい支障を生ずるといふのは納得できない。

特に、上記の「交渉相手との信頼関係を損ね」は、条文には記していない文言であり、特にここで付け加えているものであるが、正当な交渉、適正な補償であるならば、公開することが、なぜ信頼関係を損ねることになるのか理解できない。

公開できない特別の事情でもあるのであろうか。もし仮に相手方に、今回だけ特別に有利に計らっておくから、互いに口外しないこと、行政としても決して公表(公開)しないことを約束する等という裏約束があるのであれば、その約束を反故にするのは確かに信頼関係を損ねるであろう。しかしながら、特定の相手方だけに、公平性を欠いた有利な扱い等許されるはずがないことであり、裏を返せば情報を隠すことそれ自体が、公明正大に公表できない何らかの事情の存在を浮き彫りにし、地方自治法13条、地方財政法4条でいう行政の余分な支出に相当する不明朗な財務会計行為の存在を、正当化の余地も無いと自ら認めているようなものである。

交渉や契約、あるいは補償に関しては、個別的な事情や特殊性があるとともに、国であれ地方であれ法治国家の「公」の対応である以上、公平の原則が貫かれるための一定の基準に則った行為であるはずであり、それなしに適正などという語を冠することはできないであろう。公正・適正な基準に則った事例を公開するのが何故に憚られ

るのであろうか。

今回の交渉・契約が正常なもので、適正な補償と呼べる範囲のものであるならば、その協議の経過を公開することに何の躊躇が要るであろうか。公開することがその後の同種の事務事業の実施に支障を生ずる心配など全く無いはずである。当該情報を公開して市の補償の適性さを示してこそ行政への市民の信頼が高まり、引いては今後の同種の交渉や契約等をも一層スムーズに進めることに役立つはずである。

名張市はじめ多くの自治体において情報公開条例が制定され、さらに本年4月を期して国においてもいよいよ情報公開が制度化される今日的情勢の中において、名張市においても条例の第1条の目的に思いを致すならば、関心ある市民の情報公開請求を行政の説明責任を果たす好機と捉え、真摯な態度で資料をそろえて、個々の出金、あるいはそれに先立つ協議や契約が適正であることを、市民に疑問の残ることが無いよう詳細に伝えて頂きたい。本件対象公文書の1日も早い公開を求める。

4 実施機関の非公開理由説明要旨

非公開とした本件対象公文書の内容は、火葬場を設置するため隣接同意を得るための交渉記録である。

交渉記録は、どんな事業でも同じように、相手方の自由な発言の中で交渉した記録であり、その交渉記録を公開することは、相手方との信頼関係（暗に自由な発言を妨害する）を損ね、事業の遂行に大きな障害が生じる。

また、当事務事業だけでなく今後の事務事業にも影響を与え、事務事業の遂行に大きな障害が生じる。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じるおそれがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、本件対象公文書をインカメラで審査し、以下のとおり判断する。

(2) 条例第6条第4号(行政運営情報)口の該当性について

本号口は、事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質から公開することにより、当該若しくは将来の同種の事務事業の目的を失わせ、又は適正な実施に著しい支障を生じるおそれのある情報は、公開しないことができることを定めたものである。

そこで、公開することにより当該若しくは将来の同種の事務事業の目的を失わせ、又は適正な実施に著しい支障を生じるおそれのある情報であるかどうかについて検討する。

実施機関は、本件対象公文書が事務事業の実施に係る補償交渉記録であり、公開することにより、相手方との信頼関係を損ね、今後の同種の事務事業の適正な実施に著しい支障が生じるため非公開としたと主張している。この場合、「著しい支障が生じるおそれがあるもの」とは、抽象的な支障のおそれがあるだけでなく、客観的かつ具体的に明らかな支障を生じるおそれがある場合であると判断すべきであり、審査会として、実施機関の主張は認められない。

本件の補償交渉は、斎場建設事業に伴い三重県が要綱で定める同意に関わるものである。そのような行政指導上の同意について、未成熟な情報の公開は、同意を目的とする自由な意見交換を妨げることがある。そのような意味で、未成熟な情報は非公開とすることができる。これらのことから、本件対象公文書は、未成熟な情報を除いて公開すべきである。

なお、本件対象公文書には、個人情報に該当する部分もあるので、併せて非公開にすることができる。

(3) 結論

よって、冒頭の「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処 理 内 容
13.3.13	・実施機関から諮問書受理
13.3.13	・実施機関に対して非公開理由説明書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認通知
13.3.30	・実施機関から非公開理由説明書及び口頭意見陳述出席者名簿受理
13.4.4	・異議申立人に対して非公開理由説明書(写)の送付、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認通知
13.4.27	・異議申立人からの意見書及び口頭意見陳述出席者名簿受理
13.5.7	・実施機関に対して異議申立人の意見書(写)を送付
13.5.15	・書面審理 ・実施機関の非公開理由説明の聴取 ・異議申立人の口頭意見陳述の聴取 ・審議 (第10回審査会)
13.6.19	・審議 (第11回審査会)
13.7.10	・審議 ・答申 (第12回審査会)